

学外有識者を除く他の委員は、それぞれのグループ毎の選挙によって選出され、任期は4年（学生代表のみ2年）となっている。教員代表の半数以上は教授で占められることとなっている。学外有識者代表は、地方公共団体、企業経営者団体、労働組合、経済団体、学術・文化団体等から選出され、その任命方法や委員数の配分などは政令によって定められることとなっている。

(2) 学術研究評議会 (*conseil scientifique*, フランス教育法典第712-5条)

学術研究評議会は、大学における研究活動に関する方針、研究費の配分等について協議し、その結果を管理評議会に提言するための機関である。

また、管理委員会の諮問を受け、次のような事項について協議を行う。

学術研究評議会は20～40名の委員により構成され、その内訳は、教員代表が60～80%、第三課程（ほぼ日本の大学院に相当する課程）の学生の代表が7.5～12.5%、学外有識者の代表が10～30%となっている。

このうち、教員代表の半数以上は教授のうちから選出され、また学外有識者は当該大学以外の所属であれば教員又は研究者であってもかまわないとされている。

(3) 教育・大学生活評議会 (*conseil des études et de la vie universitaire*, フランス教育法典第712-6条)

教育・大学生活評議会は、学内の教育及び継続教育の方針について提言するほか、教育研究コースの新設等についても審議する。また、学生の就職支援対策、学生の文化・スポーツ・社会活動の支援、生活及び学習条件の改善のための対策を検討する。

この教育・大学生活評議会は、20～40名の委員により構成され、その内訳は、教員と学生の代表が合わせて75～80%（それぞれ半数ずつ）、事務系及び技術系の職員の代表が10～15%，学外の有識者の代表が10～15%となっている。

### 2-3. 大学の内部組織と管理運営システム（大学の意思決定システム）

大学の管理運営のシステムは、概説すれば、執行機関としての学長と、議決承認機関としての管理評議会により機能しているということができる。

法律上の学内内部管理機関である学長や各評議会の職務・権能については、2-2で述べたとおりであるが、一方、その他の内部組織については具体的な規定は置かれておらず、大学に裁量を与えているものと考えられる。実際に、内部組織は大学によって（又は学長によって）それぞれ異なっており、学長の強力なリーダーシップのもとに運営されているものや、学部（UFR）組織を中心に学部自治的に運営されているものなどがある。

具体的な学内意思決定の在り方としては、大学の将来計画である全学計画を策定する過程において、各大学のどのようなメンバーがそれに関与したかにより垣間見ることが出来るが、それによれば、小規模な機関の場合には学長のみというものから、学長の他、事務局長と經理部長というものや、副学長がメンバーとなっているもの、主な組織の代表者によるもの、学部（UFR）長によるもの、またこれが一番多いのであるがこれらの複合型であるもの、などとなっている。

個々の教員が大学全体の意思決定に参画する手段としては、管理評議会を通じるもののが一般的であり、すべての教員が参加する教授会のようなものは制度上は位置づけられていないとみられる。とはいっても上記の全学計画の策定過程においては、それぞれの学部（UFR）やそれ以下の組織毎に作業グループが置かれ、より大きな作業グループの意思決定に参加するというようなプロセスがとられている大学も存在しているところである。